



東京都

公益財団法人
東京しごと財団スルーズビズ
Smooth Biz

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の
都内の企業等におけるテレワークの定着・促進を支援します！

一般
コース

テレワーク

促進助成金

申請
受付締切※
令和6年
1月31日

※郵送では締切日の消印
有効とし、電子申請では、
締切日の23時59分まで
に「Jグランツ」により提出
されたものを受付します。



パソコン



タブレット



機器設置・設定費



ソフトウェア



クラウドサービス

テレワークの定着・促進に向け、在宅勤務・モバイル勤務等を
可能にする情報通信機器（モバイル端末等）や
業務関連ソフト等の導入による
テレワーク環境の整備に係る費用を助成します。

●申請書類受付・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

TEL: 03-5211-5200 (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00 ※12:00 ~ 13:00 を除く)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telesoku.html>

●助成金の概要

在宅勤務・モバイル勤務等を可能にする情報通信機器等の導入により、テレワーク環境を整備する都内中堅・中小企業等が支給決定日以後に新たに取り組むもの（発注・契約等を含む）かつ支給決定日から4か月以内に完了する取組み（※）で、実績報告時までに支払いを終えた経費が対象です。

事業者の規模（常時雇用する労働者数）	助成金の上限	助成率
30人以上999人以下	250万円	2分の1
2人以上30人未満	150万円	3分の2

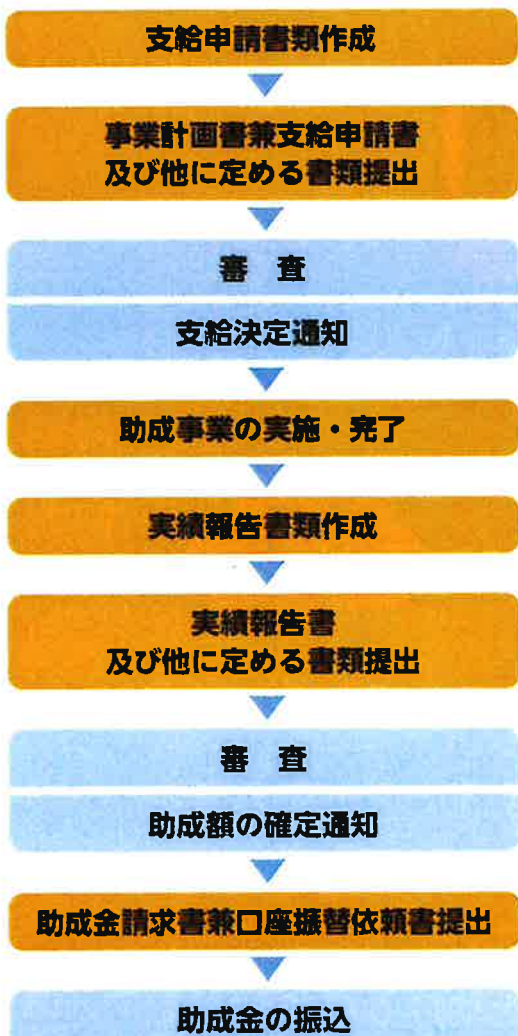
※ 完了する取組みとは、以下の2項目を満たす取組みを指します。

- ①申請した機器の購入や設定等がすべて完了し、テレワーク環境が整備できた状態であること。
- ②上記①のテレワーク環境を活用し、テレワーク実施対象者全員にテレワーク勤務を6回以上実施させていること。



非正規社員へのテレワーク拡充に伴うテレワーク環境の整備を支援する「非正規社員拡充コース」もあります。
詳細はホームページをご確認ください。

●助成事業の流れ



部分は申請企業が実施する部分です。

●助成対象事業者の要件

1. 常時雇用する労働者が2人以上999人以下で都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等
2. 都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言制度」に登録し、「テレワーク推進リーダー設置」表示のある宣言書がウェブサイト上で発行されていること（実績報告時まで）
※その他要件あり

※当財団実施「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」などの助成金を受給した（予定も含む）企業等は本助成金に申請できません。
詳細は募集要項をご確認ください。

助成金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～
令和6年1月31日（水）まで

※郵送では締切日の消印有効とし、電子申請では、締切日の23時59分までにJグランツにより提出されたものを受付します。

申請方法

郵送またはJグランツによる電子申請

※来所による持参提出は一切受付しません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。
申請にあたっては当財団ホームページ記載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら

テレワーク促進助成金



リサイクル適性^①

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。